

## 第11次滋賀県交通安全計画(素案)について

### 1 概要

交通安全計画は、陸上交通の安全に関する総合的、かつ、長期的な施策の大綱です。交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)において、都道府県に交通安全対策会議を設置し、国の交通安全基本計画に基づく都道府県計画を策定しなければならないとされています。

令和2年度は現行の第10次滋賀県交通安全計画の最終年度にあたり、また国の新たな基本計画案が示されたことから、滋賀県交通安全対策会議(※)において令和3年度を初年度とする第11次滋賀県交通安全計画を策定するものです。

### 2 経過

令和2年11月5日 国の交通安全基本計画(中間案) 提示  
 令和2年12月9日 滋賀県交通安全対策会議幹事会 開催(骨子案の審議)  
 令和3年2月1日 滋賀県交通安全対策会議幹事会 開催(素案の審議)

### 3 今後の予定

令和3年3月中旬 県民政策コメントの実施  
 令和3年6月上旬 常任委員会へ結果報告(案の説明)  
 令和3年6月下旬 滋賀県交通安全対策会議 開催(計画の決定)

※ 滋賀県交通安全対策会議 (交通安全対策基本法第16条第1項・第17条)

会長	滋賀県知事	
委員	近畿管区警察局広域調整部長	滋賀県副知事
	近畿経済産業局総務企画部長	滋賀県関係部長等
	近畿運輸局総務部長	滋賀県市長会長・町村会長
	彦根地方气象台長	大津市消防局長
	近畿総合通信局総務部長	西日本高速道路(株)関西支社長
	滋賀労働局長	中日本高速道路(株)名古屋支社長
	近畿地方整備局長	西日本旅客鉄道(株)京都支社長
	滋賀県教育委員会教育長	東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部長
	滋賀県警察本部長	計26名